

研修に関する協定書

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「甲」という。）と、防衛省陸上自衛隊（以下「乙」という。）は、甲の施設において、第1条第2項に定める乙の医官（以下「研修生」という。）の研修を実施するにあたり、次の内容の協定書を締結する。

（研修施設）

第1条 研修施設及び研修内容は、次のとおりとする。

(1) 研修施設

独立行政法人国立病院機構 災害医療センター（東京都立川市緑町3256）

(2) 研修内容

「災害医療基幹要員集合訓練」に基づく研修

2 乙は、前項の研修を実施するにあたり、研修委託に関する依頼文書を年度毎ごとに作成し、提出する。

（研修の実施方法）

第2条 甲は、「災害医療基幹要員集合訓練」に基づいて研修のカリキュラムを策定し、研修を受託して実施する。

（研修教育費）

第3条 甲が、研修生の研修を受託するに当たっての費用は、一人あたり、ひと月2万円とする。また、乙の研修生が甲名義で学会等への参加に要した費用の内、甲が必要と認めたものについては、甲が乙の研修生へ費用を支給するものとする。

（感染予防）

第4条 乙は、研修生が研修を行うにあたり、甲に対し新型コロナウイルス感染症を含む感染症等（以下「感染症」という。）の対応として感染防護の取組状況や乙が行っている学内外での感染対策を説明するとともに、研修前後での研修生等への感染管理教育を徹底するものとする。

2 乙は、感染症予防のため、甲の指示するところに従い、研修時に使用する感染症防護具等を乙の負担により用意するものとする。

（研修生への規則遵守の徹底）

第5条 乙は、研修生が研修を行うにあたり、事前に甲が定めた諸規則・心得等を遵守し、かつ研修指導者の指示に従うように研修生を指導する。

(個人情報、秘密及びプライバシー (以下「個人情報等」という。) の保護)

第6条 研修の実施にあたって、甲乙双方は、個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に従い、甲の保有する患者をはじめとする個人情報等並びに研修生の個人情報等の漏えい、目的外利用などが生じないように、情報を適正に管理する。

2 前項に基づき、乙は研修生に対し、個人情報等の保護に関する取扱いについて説明文書をもって十分に周知徹底するとともに、乙は研修生から甲の研修施設宛の個人情報等の保護に関する誓約書を取得し、甲に提出するものとする。

3 乙は、研修生に対し、研修終了後も個人情報等の保護を徹底するよう指導監督する。

4 甲は、研修終了後も研修生の個人情報等を適正に管理する。

5 甲乙双方は、研修の実施にあたって知り得た他人の秘密及びプライバシーについて、適正に管理する。

(個人情報等の保護状況の報告及び調査)

第7条 甲は、乙に対し、研修中及び研修終了後の個人情報等の保護状況について、書面による報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

2 甲は、乙に対し、研修中及び研修終了後の個人情報等の保護状況について、確認のために調査できるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

(法人機密情報の保護)

第8条 本契約における甲の法人機密情報とは、以下の情報をいう。

(1) 甲の経営及び事業運営に関する情報で公知でないもの

(2) 公知であっても第三者に提供されることによって甲の権利利益が損なわれるおそれのある情報

2 乙は研修の実施にあたって、甲の法人機密情報の漏えいなどが生じないように、法人機密情報の保護について研修生に説明文書をもって適切な指導をするとともに、研修終了後も甲の法人機密情報の保護を徹底するよう指導監督する。

(研修の中止及び一時中断)

第9条 甲又は乙は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、甲乙協議の上、当該研修生の研修を中止させることができる。

(1) 甲の定める諸規則・心得などに違反した場合

(2) 甲の施設内の秩序あるいは規律を乱す事由があると認めた場合

(3) 個人情報等の保護に関して問題があった場合

- (4) 甲の法人機密情報の保護に関して問題があった場合
 - (5) 研修態度の不良などにより研修の目的を果たし得ない場合
 - (6) 研修期間中に生じた疾病・傷害等により長期欠席した場合
 - (7) 甲による研修指導の継続が不可能となった場合
 - (8) 甲と研修生との間に解決しがたい問題が発生した場合
- 2 前項により研修が中止された場合であっても、乙は第3条に規定する研修教育費を甲に支払うものとする。ただし、(6)、(7)又は(8)の理由により継続が不可能になった場合は、研修教育費に関して甲乙協議の上解決するものとする。
- 3 甲又は乙は、甲乙双方のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由により研修を中止せざるを得ない場合は、甲乙協議の上、当該研修の中止をすることができるものとする。
- 4 大規模災害等が発生したときには、乙により研修を一時中断することができる。

(研修生の健康状態)

第10条 乙は、甲に対し、研修開始前に、研修生の健康状態を記載した書類を提出する。研修生の研修期間中における疾病及び傷害、又は研修を原因として研修後に生じた疾病及び傷害については、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、乙の責任において対処するものとする。

(損害賠償)

第11条 研修生が研修期間中に、故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲は乙に対し、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条及び民法(明治29年法律第89号)第709条に基づき損害賠償を求める権利を有する。

2 研修生が故意又は過失により甲の利用者に損害を与えた場合には、乙が当該被害者に対しその損害を賠償する。

3 前2項による損害が、甲又は第三者の責めに帰すべき事由によるときは、別途甲乙協議の上決定する。

(反社会的勢力でないことの表明・確約)

第12条 甲及び乙は、本契約締結時に、自己及び役員その他これに準ずる者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方及びその役員その他これに準ずる者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、損害

賠償を請求することができる。なお、この場合において、本契約を解除された相手方は、当該解除により発生した自己の損害を相手方に請求できないものとする。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為等を行い、又は第三者にこれらの行為を行わせたとき

(その他の事項)

第13条 本協定に定めない事項及び契約条項に疑義が生じた場合又は変更については、それぞれ甲乙協議の上解決する。

本協定の締結を証すために、本協定書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月25日

東京都立川市緑町3256
甲 独立行政法人国立病院機構
災害医療センター
院長 大友 康 裕



東京都新宿区市谷本村町5番1号
乙 防衛省陸上幕僚監部
衛生部長 中 岸 義 典

